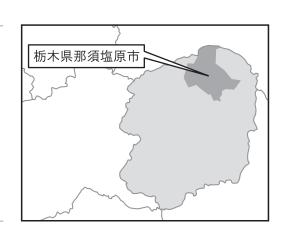


# 那須塩原市地域自立支援協議会

[栃木県那須塩原市]

# ここに注目

- ▼ 人口約10万人のモデル
- ✓ 会議の目的の明確化
- ▼ 「ケア部会」における地域課題抽出
- ▼ 地域課題の可視化
  - 「報告書」「自立支援協議会だより」



# 1 地域の基本情報

人口・世帯数	117,434人・44,233世帯 ※I	H23.2.1 (H17年国勢調査を	もとに算出)
面積	592.82km²		
地域特性	那須塩原市は、首都圏から150kmの栃木県の北部に位置する。市の面積の半分は、 那須火山帯に属した湯量豊富な塩原温泉郷や板室温泉郷、三斗小屋温泉をはじめ、 箒川沿いの四季折々に彩を見せる塩原渓谷や沼ッ原湿原を代表とした観光の名所と なる自然豊かな山岳部が占めている。残りの半分は、北側を那珂川、南側を箒川に 挟まれた緩やかな傾斜の扇状地で、JR東北新幹線と東北本線の那須塩原、黒磯、 西那須野の各駅周辺と国道4号と国道400号沿いに市街地が形成されている。 また、酪農も盛んで、生乳の粗生産額が本州第1位(全国第4位)を誇っている。		
手帳所持者数	身体障害	知的障害	精神障害
※H22.3 時点	3,875人	596人	184人
社会資源の 状況等	那須塩原市には、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局「塩原視力障害センター」が設置されているため、他の地域に比べると視覚に障害を有する人々が多く在住している。そのため、視覚に障害を有する人々に特化した社会資源整備は、この地域の特徴と考えられる。		

※参考:那須塩原市役所ホームページ(http://www.city.nasushiobara.lg.jp/)

# 2 地域の相談支援体制

- ○現在の委託相談支援事業所は3ヶ所である。
- ○相談支援専門員数は5名。内訳は、身体知的が2名、精神が3名である。
- ○那須塩原市のほかに、大田原市、那須町からの委託を受けており、自立支援協議会は各市町村で設置されているため、各相談支援専門員は3か所の自立支援協議会に関わっている。
- 〇栃木県障害者相談支援アドバイザーは3名配置されており、県を3つの圏域を分担している。

# 3 地域自立支援協議会の組織体制・運営状況

- ○平成20年に市が要綱を作成し、平成20年3月に立ち上げた。実際の開始は平成21年からである。
- ○開始時は、部会がなく、全体会で相談支援事業の報告を行っていた。部会を作るにあたっては、各会議の目的を明確にした上で、部会の枠組みを作った。
  - 1 現状を把握するために、当事者や相談支援専門員の声を直接聞ける仕組みにする
  - 2 市内に大きな社会資源が多くない為、既存の社会資源(大学・サービス提供事業所)が連携して、一体となって、新たな資源開発を検討できる仕組みにする
  - →行政が上記を提案し、1をケア部会、2を事業所部会とした。
- ○ケア部会は、月に1回の頻度で開催されており、行政窓口、相談支援事業所からのケース報告から、 地域課題を整理している。市内の相談窓口のケース報告をするなかで、市内の相談の全体状況を把 握することができる。
- ○ケア部会(地域課題の整理)と個別支援会議の目的を明確に分けていたが、部会ができた当初は、 地域課題抽出についての議論にならず、事例検討になっていた。会議の目的が共有されたきっかけ は、知的障害を持つ相談者の日中活動についての地域課題が挙がり、平成21年度重点課題である生 活支援ワーカーの検討が始まったことと、行政担当者が意図的に地域課題についての発言をし、半 年ほどで共有された。現在は、事例の提出者が、地域課題と思われることも含めてケース報告をし ている。
- ○事業所部会は、ケア部会で議論された地域課題を、そのまま事業所部会に挙げて、実務的に検討している。
- ○各年度に、地域課題の実現性(今の人員でできる範囲)・緊急性・効果も考えて、重点課題を5つ程度決めている。達成の期限ものせた書類を作成している。達成できなければ、その理由を年度末に全体会で発表する。

#### (表1)平成21年度提言に対する進捗状況について(抜粋)

■ 中長期目標適成に向けての取り組み 組むこと
ランを作成を目指す。 センター」 (別版を アプランを する。  市保健師、めずり薬、県保健師、教育機関、 まる体制 ファムを整える。  得た情報がスムーズにサービス利用等につ がっていくようにする。
マラルを整える。 得た情報がスムーズにサービス利用等につ がっていくようにする。
がっていくようにする。
自立支援協 客福祉に関 る。
で花動が ングに関す
事業所に出 会主を開 変換を用

#### [組織図]

## 「全体会」

### 【市への提言】

- 1. 構成員 障害者団体、関係機関、学識経験者等 21名
- 2. 活動内容 ケア部会、当事者部会、事業所部会からの問題提起を検討

地域の個別課題を市全体の課題として市へ提言



### 「事業所部会」

### 【 地域課題の解決手法を検討→市全体の課題へ 】

- 1. 構成員 市内障害福祉サービス事業所担当者 13名
- 2. 活動内容 ケア部会、当事者部会から提起された地域課題等の 具体的な解決手法について検討



### 「ケア部会」

### 【 情報の一元化→地域課題の発見 】

- 1. 構成員 相談支援事業担当者、関係機関担当者 9名
- 2. 活動内容 関係機関への各種相談ケースから個別の問題点の掘り起し



### 「当事者部会」

### 【 地域に貢献できることを検討 】

- 1. 構成員 障害のある人又は保護者(一般公募) 27名
- 2. 活動内容 1) 障害のある人又は保護者(当事者) が地域に貢献できることを検討
  - 2) 当事者の観点からの個別の問題点の掘り起し

# 4 具体的な活動成果

#### ○視覚障害者リスト(平成21年度重点課題)

・視覚障害者リストを作成し、対応可能な協力体制を確立した。

#### ○生活支援ワーカー(平成21年度重点課題)

- ・生活支援ワーカーは、簡単な相談や居宅介護ほどではない直接支援(手続き、制度の説明、代読)をする。相談員の業務を軽減し、本来業務をしてもらうことが狙いである。雇用型と、無償でボランティアを派遣する事を想定している。地域密着型で相談ができるように拠点を3か所作り、そこから派遣する体制。事業所部会で賛同した事業所や、社会福祉協議会の職員、ボランティアを巻き込んで、場所や人員を提供してもらう。
- ・案はできているが、予算が取れていない。市財政に対し、運営にかかる経費を要求したが、予算 確保が実現していない。この旨を全体会で報告し、新年度においても、予算要求中。
- ・ 積算: 現在委託している事業所をベースに積算した。

#### ○当事者部会(平成22年度重点課題)

- ・精神の地域活動支援センターが活動の場を提供していたが、利用している当事者から、「自分も 地域に貢献したい」との声があり、ピアカウンセラーの研修を受けようという話から、当事者部 会を立ち上げるというアイディアがうまれた。
- ・当事者部会の目的は、陳情の場・意見を吸い上げる場というよりは、当事者自身が地域に出来る ことを一緒に考え、他の当事者を巻き込む際の核になってもらいたいという狙いがある。委員に は募集の時点で、当事者部会の目的を伝えている。
- ・ケア部会と並列の位置づけで設置予定である。現在、一般公募から25名、当事者団体から4名を 募集している。

#### ○事業所部会の効果

・事業所部会自体に自立性が出てきている。作業所の工賃が上がらない事が課題としてあがり、各事業所が連携して、商工会の役員会に市と事業所部会の役員が出向くなどして、市内への宣伝をした。事業所部会がイベントを主催したいという要望があり、役所で共同販売会をおこなった。

#### ○自立支援協議会だより

・年3回、回覧板で回している。相談支援専門員が担当して作成している。平成22年からの取り組みのため、効果は継続してみないとわからないが、読者の感想により、書式を改善するなど、市民の反応がある。

# 5 運営評価指標からみた活性化のポイント

(	〕課題の抽出		
		○システムを作る際に、目的や枠組みをしっかりと作っている。構成員にもあらか   じめ伝え、共有をしている。実際に運営するなかで、議論の軸がずれても、最初	
		に作った枠組みや目的を確認して、修正している。	
2	②社会資源の 開発改良	○「4. 具体的な活動成果」参照	

#### ③行政の関与 地域自立支援協議会も住民サービス ○現在の自立支援協議会担当者が、以前は都市計画を作る課にいた。行政の役割は、 住民が住みやすくする為に手助けをすることと認識している。行政の活用方法を システムとして整え、市民に伝えるのは、都市計画も自立支援協議会も同じ事と 考えている。 〇都市計画は、15年前は市民と行政が共同して計画を立てるのはあり得ない事だっ た。その時、行政案と、住民案を作成し、お互いの良いところを活かしていく方 法で作成した事があった。そのノウハウを福祉に転用した。 〇市民に役割を与えて、アイディアを集約し、実現する為の行政の活用方法を示す ことで、市民がさらにモチベーションをあげるような体制をつくることを意識し ている。 4構成員の 報告書の作成 ○重点課題となったきっかけになる事例、対応・対策、達成目標、期限、年度内に 参加 取り組むこと、その課題に取り組む関係機関を、一覧にした書類を、年度ごとに 作成している。自立支援協議会の取り組みが一目でわかるようになっており、 「言いっぱなしにしない」ことを意識している。

## 6 自立支援協議会と障害福祉計画

- ○障害福祉計画が理念目標で、具体的な達成目標が自立支援協議会の報告書となっている。
- 〇自立支援協議会の委員と福祉計画の委員を一緒にした。福祉計画を作成するのは、自立支援協議会 委員が適任と考えるが、評価する所と、作成する所が同じことが問題であり、来年度は検討中である。
- ○障害福祉計画を作成する際は、地域自立支援協議会に意見を求めることが、前提であると考えている。自立支援協議会で検討された内容は、行政が考えただけではなく、市民からの実際の声から挙がったニーズのため、実現する為の予算交渉の根拠としては非常に強い。また、次回の法改正で、自立支援協議会が法的に位置づけられるので、予算の交渉をする際の強みになる。

# 7 まとめ

那須塩原市の自立支援協議会が着実に発展している理由は、以下のようなポイントに整理できます。

- ・行政と相談支援事業者の役割を明確にして、各々のできること、やれることをしっかりと共 有していること。
- ・自立支援協議会設立初期の段階で、相談支援事業者と行政が、ケア部会を通じて、何度も話し合い、ケア部会を地域課題を抽出することに特化した会議と位置づけて、試行錯誤したこと。(個人に着目した会議ではなく、地域の普遍的な課題を見つける会議にこだわった)
- ・最初に、自立支援協議会を型通りに大きく作らず、全体会とケア部会という、二つの会議に 絞り込み設置し、協議会の状況を見て、徐々に事業者部会、当事者部会と、エビデンスに基 づいて広げてきたこと。
- ・自立支援協議会で確認された地域課題を、地域のためのケアプランのように、目的、効果、優先度、取組時期などを一覧表にまとめ、地域課題を「見える化」している。決して、地域課題の抽出だけで終わらせず、進行管理も確実に行なっていることが、とても重要なのだと考えられます。